

飯塚市介護保険サービス事業者等指導監督実施方針

本方針は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)および飯塚市介護保険施設等指導指針並びに飯塚市介護保険施設等監査指針に基づき、飯塚市が介護サービス事業者等(以下、「事業者等」という。)に対して実施する指導、監査並びに業務管理体制確認検査等(以下、「指導等」という。)について示すものである。

1 指導等の目的

指導等については、それぞれ次の目的のもと実施する。

(1) 集団・運営指導

指導は、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者(以下、「利用者等」という。)の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援をすることを基本とし、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(2) 監査の目的

監査は、介護給付等対象サービス内容及び介護報酬の請求に関し、法令及び条例(以下「法令等」という。)に違反する疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(3) 業務管理体制確認検査の目的

業務管理体制確認検査は、業務管理体制の整備・運用状況又は事業者等の不正行為への組織的関与の有無を確認することにより、事業者等の法令等の遵守を確保し、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護及び居宅サービス等の事業の運営の適正を図ることを目的とする。

2 指導及び監査の対象と根拠規程

本市が実施する運営指導等の根拠は以下のとおりである。

種別	運営指導	指導・監査	業務管理体制 確認検査
居宅サービス事業者	第 23 条	第 76 条	第 115 条の 33
地域密着型サービス事業者		第 78 条の 7	
居宅介護支援事業者		第 83 条	
介護保険施設(施設サービス)		第 90 条 第 100 条 第 114 条の 2	
		第 115 条の 7	
介護予防サービス事業者		第 115 条の 17	
地域密着型介護予防サービス事業者		第 115 条の 27	
介護予防支援事業者			
第 1 号事業者	第 115 条の 45 の 7	-	

3 運営指導等の形態

運営指導等の目的を達成するために、下記の方法等で指導等を実施するものとする。

	集団指導	運営指導
対象	市長が指定権限をもつ全ての事業所	一般指導：毎年度、計画的に選定 合同指導：国及び県と協議のうえ決定
実施頻度	年 1 回以上	新規指定後、1 年以内に 1 回 3 年に 1 回（中間、更新前）
実施方法	集合形式又はオンライン形式	原則、実地形式
内容	対象サービスの各種基準 介護報酬請求の内容 制度改正内容 高齢者虐待関係 過去の指導事例	個別サービスの質 最低基準等運営体制始動 報酬請求指導
実施通知	原則 2 月前までに通知	原則 1 月前までに通知 ただし、指導対象となる事業所等において 高齢者虐待等が疑われる場合は、指導 開始当日に通知する
その他		運営指導の結果、改善を要すると認めら れる事項がある場合、後日文書により、そ の旨を通知し、文書により報告を求める。

4 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「飯塚市介護保険施設等監査実施指針」に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行う。

- (1) 県知事及び市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合。
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

5 業務管理体制確認検査

当該年度の、運営指導対象事業所に対して一般検査を実施するものとする。